

資料

国内外における環境管理・監査の動向について

青山尚巳
(企画調整部)

Technical Report

Tend of Environmental Management・Auditing in our country and foreign countrys

Naomi AOYAMA
(Planning and Coodination Division)

1. はじめに

近年、「公害問題」にかわり「地球環境問題」という言葉が多く使われるようになってきた。公害は工場のような特定の大規模排出源を規制等の手段によってコントロールすることが環境を改善する方法だと考えられてきた。一方、地球環境問題は決して「公害問題」が解決したことを意味するものではなく、今までの公害という考え方以外に、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨など排出源が特定されないもの、すなわち従来の公害に対するような局所的かつ対症療法的な対策では事態が解決できない問題が地球規模で浮き上がってきたことによるものである。さらに、1992年6月上旬にリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催され、地球環境問題がマスコミで頻繁に取り上げられたこともあって、地球環境問題に対する関心が急速に高まってきた。

地球環境を改善するためには、規制や行政指導によりこれまで行政主導型で行ってきた特定の大規模排出源を改善するのみではなく、国民の日々の生活も地球環境の破壊に関わってきていることを認識し、共に環境改善に向けて行動していく必要から、世界的には地球サミット開催時に「環境と開発に関するリオ宣言」が採択され、このリオ宣言を21世紀に向けて実現していくため行動計画「アジェンダ21」が示された。神奈川県ではそれを支えるローカルアジェンダ(地域的な取り組み)の一例として

「アジェンダ21かながわ」を平成5年2月に策定してきている。

このような環境問題をめぐる世界的な動向の中で、地球環境保全をめざした新しい取り組みが欧米を中心とした企業の中から芽生えはじめてきた。

取り組みの内容としては、法令等の規制基準を遵守するのはもとより、地球温暖化に係るCO₂など未規制項目の削減や省エネルギー対策、防災等の安全対策にまで及ぶ総合的な環境管理計画を自主的に管理目標として設定するものである。ここで特徴的なのは、具体的に設定した管理目標に向けて行動した結果に対して“総合的かつ定量的な評価”を行い、改善すべき点は改善し又目標を達成している項目についてはより高水準の管理目標を設定し、引き続き環境保全をめざした削減努力を段階的に展開していこうというものである。この“総合的かつ定量的な評価”を客観的な立場の者が行う仕組みを財務監査に類似していることから「環境監査」と呼んでいる。

このように環境管理計画を策定して、管理目標に向けて行動し、環境監査したのち、さらに改善すべき事項を環境管理計画にフィードバックし、新たな管理目標に向けて改善努力していくという一つのサイクルを動かすシステムが「環境管理・監査システム」と言われているものである。

環境管理・監査は欧米ではすでに取り組みがなされ、日本は後発であるとされているが、後述するEU(欧州連

合)及びISO(国際標準化機構)の活発な動きの中で、日本においても環境管理・監査に対する取り組みに積極的な動きが出てきている。

ここでは、環境監査についてのいくつかのモデルを紹介するとともに、国内外における環境管理・監査についての動向についても紹介する。

2. 環境監査のモデル

環境と企業経営のインターフェイスとして注目されている環境監査は、これまでに次の4つのモデルがあると言われている。¹⁾

2.1 スーパーファンド法に係る環境監査

スーパーファンド法は米国連邦法であり、包括的環境対処保証責任法(CERCLA)が正式な法律名称とされる。

1978年にニューヨーク州のナイアガラフォールズ市で発生した事件で、フッカー電気化学会社という地元企業が200種以上の化学廃棄物を1942年から52年までの間、ラブキャナルと呼ばれる運河にドラム缶に詰めて投棄していた跡地を地元教員委員会に譲渡したもので、その後地下水や土壌の汚染がにわかには表面化し、住民の間で流産や死産の発生率が高いことが確認され、最終的には住民の疎開にまで及んだ。この事件がきっかけとなり、米国の有害廃棄物による環境汚染問題が大きくクローズアップされが、これを受けて1980年にスーパーファンド法が制定された。²⁾³⁾

この法律の目的は、汚染者負担の原則に基づいて、汚染サイト(工場等)の浄化費用を有害物質の処理に関与した全ての者に負担させること、さらに「スーパーファンド」と呼ばれる基金を創設して、潜在的責任当事者(Potential Responsible Parties:PRP)が特定できない場合や特定できても浄化費用を負担する賠償資力がない場合に、この基金を使って汚染サイトの浄化作業や改善措置を進めることにある。

また、スーパーファンド法の重要な点としては、PRPの範囲がかなり広範囲に及ぶことであり、次の4種類が対象となっている。

- (1) 現在の施設の所有者、管理者
- (2) 有害物質が処分された当時の施設の所有者、管理者
- (3) 有害物質発生者
- (4) 有害物質を廃棄場へ運んだ輸送業者

これによりPRPの対象範囲が直接有害物質を廃棄、処理した者に限らず、その後の施設の所有者や運搬関係者にまで及ぶことになる。日本を始め諸外国のような企業はその土地の履歴を十分に調査しないまま、土地の管理者になっただけでもPRPとなり、多額の賠償金を払わさ

れるということがあり、いわゆる環境リスクを負わされることになる。そこで、企業が土地を購入する前に企業や融資しようとする金融機関が環境リスクを回避するために環境監査を行うようになってきた。

米国では環境監査の統一された手法は確率されていないが、一般には「フェーズ・アセスメント」と呼ばれる環境監査が行われている。

フェーズ・アセスメントの主な内容は、表1のようである。

表1 フェーズ・アセスメント

段 階	調 査 内 容
フェーズⅠアセスメント	不動産に係わる過去のデータを調査し、対象となる施設の現場検証(サイト・アセスメント)を実施する。
フェーズⅡアセスメント	フェーズⅠの調査結果により、潜在的に環境リスクがあると思われる個所についてサンプリングを行なう。
フェーズⅢアセスメント	フェーズⅡの分析結果に基づき、さらに詳しい追加調査を行なう。

フェーズⅠの具体的な調査内容

書類調査	不動産の登記、政府機関の記録やファイル、環境法令の遵守状況に関する資料、航空写真、地形図等を調査
面談調査	現在の工場関係者、特に工場長や環境担当責任者にインタビューを行ない、土地や施設の履歴についての情報を入手
現場調査	環境汚染の潜在性を調査。重点を置くポイントとして、アスベストの使用、土壌や地下水の汚染、地下タンクからの有害物資の漏洩、PCBの保管状況、その他有害物資の貯蔵法および処理方法、排水・排気・廃棄物の処理方法、飲料水の汚染状況等。

ここで、フェーズⅠでは相手企業の組織、事業内容、環境法規の遵守状況等、できるかぎり公開情報を入手し、全体的な把握をするところから始まり、最初の調査報告書が作成される。この時点で有害物質の使用、処理処分等に問題がなければ環境監査は終了する。しかし、汚染の疑いがあれば、現場での調査(フェーズⅡ)を計画する。

フェーズⅡでは土壌や地下水の汚染を測定するためにサンプリング調査を行う。必要に応じて広範囲に及ぶ綿密なボーリングや地質学調査等も行う。

フェーズⅠ及びフェーズⅡの調査結果から、環境汚染の可能性が指摘され、潜在的にスーパーファンド法等の汚染浄化責任が認められた場合でも、さらに追加調査を

続ける場合がある。この調査ではより包括的なサンプル調査やサイト・アセスメントが行われ、土壌や地下水汚染の範囲や程度を把握して、修復措置に必要な費用を見積もることができる。

環境監査の期間は2～3日で終わるフェーズⅠの調査から数カ月にも及ぶフェーズⅡ、Ⅲまで様々である。

2.2 国際商業会議所(ICC)に係る環境監査

1991年4月に「環境管理に関する第二回世界産業界会議」がオランダ・ロッテルダムで開催され、この会議の中で企業、政府、NGOの関係者が環境に配慮した経営について議論し、「最良の経営とは、環境重視の経営である」、「経済発展と環境保護は共通の目標である」という二つの柱を礎に、「持続的発展のための産業界憲章」(ロッテルダム憲章)が採択された。²⁾

このロッテルダム憲章について、日本、アメリカ、ヨーロッパの参加企業や団体から支持をえて作成したのが国際商業会議所(International Chamber of Commerce:ICC)である。

この憲章は、各企業がどの程度憲章を遵守しているかを評価し、必要になれば外部にも情報を提供する行為、つまり環境監査の重要性を説いている。

環境監査の主な内容は次のようである。

(1) 環境監査の定義

環境監査とは、①経営における環境監査の推進 ②企業の環境理念への遵守についての評価を通して、企業の環境に対する努力を、組織、経営、施設などの側面から定量的に評価するための経営手法であり、なおかつその評価方法は、組織的、実証的、定期的、客観的なものと定義している。

また、ここでいう「環境」とは自然環境ばかりでなく健康、安全、製品管理なども含めている。

(2) 環境監査の特徴

- 1) 実施は企業の自主裁量にまかされる。
- 2) 実施する期間、時期についての規定はない。
- 3) 監査の目的は、経営者の期待との一致を評価することである。
- 4) 内部または外部の専門家による内部監査方式である。
- 5) 特に定まった方法はない。
- 6) 経営者は自社の環境関係の対応を把握することができる。

(3) 環境管理システムの流れ

環境管理システムとして①計画→②組織化→③実施→④評価・制御の流れによって構成されており、個々の内容は、次のようである。

①計画

環境管理目標とその対象を設定するための骨組みを構築し、目標を達成するための戦略の開発、戦略を遂行するための人的資源の配分、方向性の決定と理念を創出する。

②組織化

目標達成のための組織構造の確立、役割、責任、権限の明確化。

組織化によって、人的資源の有効利用ができる基盤を確立する。

③実施

実施(行動)することにより、計画の問題点を発見し、現実に即した計画に修正する。これいかんによっては環境管理の結果が左右される。

④評価・制御

実施した結果を評価し、問題の分析結果をシステム改善にフィードバックする。

以上、国際商業会議所(ICC)に係る環境監査の概要を示したが、後述する国内の環境管理・監査の手法は、これまでのところすべて国際商業会議所の考え方に基づく環境管理システムと同様であり、内部監査方式をとっている。

2.3 エルムウッド研究所に係る環境監査

エルムウッド研究所(The Elmwood Institute)は1984年にフリッチョフ・カブラによって設立された米国の国際的なシンクタンクである。この研究所が提起した環境監査は、「エコロジー監査」と呼ばれるもので、自然の生態系全体を視野に入れた企業活動をめざすものである。

アメリカで行われている環境監査は、しばしば「遵守監査(compliance auditing)」と呼ばれるように、連邦や州、地方自治体の規制を遵守し、法的な責任を負わされる事態を避けることをめざした監査であるが、カブラらが提案するエコロジー監査は、規制の遵守に留まらず、企業が環境に及ぼす影響を最小にし、その活動をできるだけ生態学的に健全なものにすることを目的としたものである。⁴⁾

1970年代にノルウェーの哲学者アーネ・ネスは、もっぱら人間のために自然環境をより効果的に支配し、管理する「皮相的環境主義(Shallow Environmentalism)」と、生態系全体のバランスを保つための人間の役割を認識し、それを重視する「深層エコロジー(Deep Ecology)」の二つの概念に区別しているが、エコロジー監査は、このアーネ・ネスの考え方を取り入れ、企業活動をまさに深層エネルギーの視点から、あるいはパラダイムの視点から調査し、検査するものとしている。

しかし、エルムウッド研究所は、現段階ではエコ監査の文化的・概念的な枠組みを構築することに主眼を置いているため、エコ監査を実施するための具体的な方法には言及していない。ただし、同研究所は表2のとおりエコ監査のプロセスを要約した形で示している。

表2 エコ監査のプロセス

監査プロセス	留意事項
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の目的と範囲を明確にして監査プログラムを決定する ・経営者層による監査プログラムの支援 ・監査対象からの監査人の独立性の確保 ・能力を有する監査チームの編成、教育訓練 ・質問者、監査仕様書、チェックリストなどの準備
監査後の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・発見事項の口頭ないし文書による報告、検討、最終報告書の作成 ・最終報告書に記載された発見事項のフォローアップ ・監査の質を保証するための再チェック

2.4 EU提案の環境監査

1990年12月に、EU委員会が環境監査の制度化に向けて「EU環境監査要綱」の当初案を発表した。当初案は、企業による自己評価、外部監査人による検証、環境声明書の三つの要素から成り立っており、生産能力など一定の要件を満たす企業は毎年、自己評価が義務づけられる。また、自己評価の結果は、登録された外部監査人によって検証されるのである。さらに、対象企業は毎年、環境声明書を作成し、当局及び公衆の縦覧に供されるというものであった。

その後、1991年6月に修正案が出され、1992年3月に最終的な提案書が発表されるまでに次のような変更が加えられた。

- (1) 自己評価について「義務づけ」が削除され、「任意の参加」へと緩やかな表現に変更された。
- (2) 加盟各国ごとに立法措置をとるEU指令から直接効力を発するEU規則へ変更になった。
- (3) 環境監査(eco-audit)から環境管理・監査(eco-management and audit)に名称変更した。
- (4) ロゴ・マークの条項が追加された。これは、強制導入から任意参加に変わったため、参加を促すインセンティブが必要になり、参加者には特別のロゴ・マークが許されるものであった。
- (5) 自己評価と検証の枠組みが変更された。

本制度における環境監査の定義は、ICCの定義に範を

とり、環境面のコントロールの有効性並びに環境法規や自主基準への準拠性を評価する「経営管理の用具」となった。そして、「検証」に変わって、公認環境監査士による認定(validation)が行われることになった。

以上より最終的な提案書は、1993年3月23日にEC環境理事会で採択され、その後エコ環境管理・監査規則(Eco-Management and Audit Scheme)として同年7月13日に発効(同年7月10日官報公示)し、21カ月後の1995(平成7)年4月10日に施行されることになった。

エコ環境管理・監査規則(以後、EMASという。)は20条と附属書I～Vから構成されているが、その概要は次のとおりである。⁵⁾

(1) EMASの目的と全体構造

1) EMASは、産業活動が環境に与える影響を評価し、その影響を改善し、さらにそれを公表するための制度として導入される。

2) EMASの環境監査は第2条に「環境に影響を与える可能性のある作業の、経営管理を容易にすること及び企業の環境方針の遵守状況を評価することを目的として環境保護のために立案される、組織の環境上のパフォーマンスに関する組織的で、文書化され、定期的かつ客観的に行われる、評価、管理システム・工程から構成される管理手法」と定義されている。

3) 産業界の自主的な参加によって実施され、参加企業の事業所リストが官報に掲載される(参加は企業単位でなく、事業所単位である)。また、参加企業が規則(スキーム)の内容を守らない場合には、事業所リストから外されるというリスクを抱えることになっている。

4) 参加した企業・事業所は、環境方針・目標の設定、環境管理体制の構築を含む環境管理の実施、企業内部の者による定期的な環境監査の実施(人的資源がない場合には外部に委託してよい)、及び環境声明書の作成等を行うことが求められる。

そして、環境声明書については、企業外部の公認環境認証人が内容の査察、確認(外部監査)を行うことを規定している(図1)。⁶⁾

(2) 環境声明書の内容

事業所ごとに公開を基本として作成する環境声明書には、次のような事項が盛り込まれることが要求される(EMAS第5条3)。

- 1) 当該事業所での事業活動に関する記述
- 2) 関与する活動に関連するすべての重要な環境問題の評価
- 3) 汚染物質の排出量、廃棄物の発生量、原料・エネルギー・水の消費量、騒音その他の重要な環境分野の

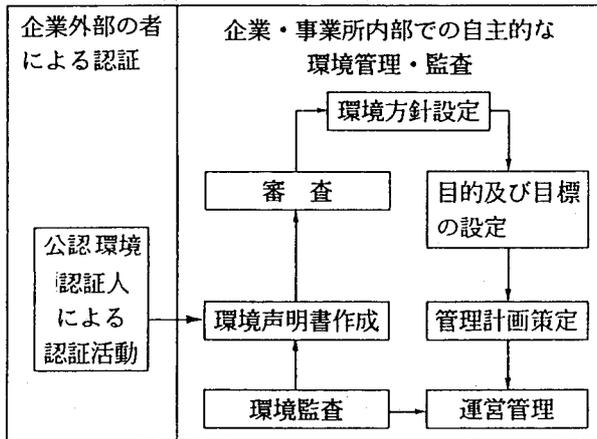


図1 EMASの内容と全体構造

データの要約

- 4) 環境上のパフォーマンスに関するその他の要因
- 5) 当該事業所において実施されている企業の環境に関する方針・計画、管理システムの説明
- 6) 次回の環境声明書の提出期限
- 7) 公認環境認証人の名前

一方、環境監査項目として、次のような事項についてかなり詳細に監査するよう求められている。

- 1) 環境声明書に必要なエネルギー・水の消費量
- 2) 新生産プロセスの選択及び生産プロセスの変更
- 3) 新製品の計画についても設計段階から利用、さらには利用後の廃棄
- 4) その他環境声明書に記載された事項

以上、4つのモデルについて紹介したが、なかでもEU提案の環境監査は制度として確立したものであり、後述するISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構)の規格化及び我国の環境管理・監査のあり方に大きく影響を及ぼしている。

3. 国外における動向

国外における環境管理・監査の最近の動向としては、EU及びISOの取り組みが代表的である。

EUの動きについては、先に紹介したとおりであるので、ここではISOの動きについて紹介する。

現在、環境管理・監査に係わる国外の動きとして最も注目されているのが、ISOでの取り組みである。

ここで、ISOでの取り組みの経過及びその内容について紹介する。⁷⁾

3.1 取り組みの経過

1991.6 国連環境開発会議 (United Nations-Conference Environmental Development: UNCED) の

要請により創設された持続的発展のための企業人による審議会 (Business Council for Sustainable Development: BCSD) からISOに環境に対する国際標準化に取り組むよう依頼があった。

1991.7 ISOはIEC (国際電気標準会議) と共同で環境戦略の助言を行う臨時グループ (Strategy Advisory Group on Environment: SAGE) を設立した。

1993.1 SAGEでの決議を受けて、ISOに環境の技術専門委員会の新設を投票で決め、TC (Technical Committee) 207 (18カ国で構成) とした。幹事国としてカナダが選出された。(SAGEは環境管理システム、環境監査を中心に多数の基礎資料を残した。)

1993.6 第一回TC207がカナダのトロントで開催された。

専門委員会のもとに、6つの分科委員会 (SC 1~SC 6) と一つの作業グループ (WG 1) が設置され、各々の役割及び検討期間が次のように決まった。

- | | | |
|------|---------------------|------|
| SC 1 | 環境管理システム | 2年 |
| SC 2 | 環境監査 | 2年 |
| SC 3 | 環境ラベリング | 3~4年 |
| SC 4 | 環境パフォーマンス評価 | 5年 |
| SC 5 | ライフサイクルアセスメント (LCA) | 5年 |
| SC 6 | 用語と定義 | 未定 |
| WG 1 | 製品規格への環境視点 | 2年 |

1994.5 第二回TC207がオーストラリアのゴールドコーストで開催されたが、環境パフォーマンスの取り扱いをめぐるの基本的な対立 (欧州対米加) が5月時点までに解消しなかったため、委員会草案 (Committee Draft: ISO14000規格) を登録することができなかった。しかし、最終公布を1996年当初としたい目標は変わっていないが、これによりEUの環境管理・監査 (EMAS) が先行して施行されることが確実となった。

なお、今後とも成立に向けて急ピッチな調整作業が行われるものと思われる。

3.2 環境管理・監査の内容

現在までのところ、具体的な内容は不明であるが、分科委員会の中心的な存在である環境管理システム (SC 1) と環境監査 (SC 2) の作業において、幹事国がそれぞれイギリス、オランダというEU加盟国から選出されている関係からEMASの影響をかなり受けたものになるも

のと考えられる。

ただし、ISOの取り組みの特徴としては、環境管理システムの基本を次のようにしていることである。

- (1) 広範囲の適応性を有すること。
- (2) 非関税障壁としないこと。
- (3) 客観的に監査可能な要素に限定すること。
- (4) 環境パフォーマンスの基準は設定しないこと。
- (5) 時々の最高技術の導入を奨励すること。
- (6) 自己及び第三者による適合性の証明をすること。

環境管理システムの規格化については、当初は品質管理の規格であるISO9000シリーズ等をベースとする議論がなされたが、新たにISO14000シリーズを制定することとなった。ここで、ISO9000シリーズとは、EU諸国を中心に世界で40の国・地域が採用している品質基準をいい、世界的な品質基準となっている。⁸⁾

このことから、環境管理に関するISO14000シリーズも9000シリーズと同様に商取引への影響がかなり大きくなる可能性がある指摘されている。⁹⁾

4. 国内における動向

欧米と比較して、わが国の環境管理・監査の取り組みは遅れをとっているが、一部の先進的企業では1970年代から独自に環境調和型の企業行動をめざし、環境管理・監査(内部監査)を展開してきている。

わが国において環境管理・監査が注目されるようになったのは、1991年4月に経団連が発表した「地球環境憲章」が契機といわれており¹⁰⁾、この行動指針の「2.社内体制(2)」に「少なくとも年1回以上内部監査を行う」こととしている。これは前述のICC(国際商業会議所)の環境監査が内部監査を基本としていることから、ICCの考え方を取り入れていることが伺える。

さらに、「3.環境影響への配慮」として、国、地方自治体等の環境規制を遵守するとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努めることと記述している。

その後、企業での関心の高まりから行政が動き出した形で、通商産業省が企業に環境調和型企業行動を促す「ボランティアプラン」を発表し、産業界に同プランの策定を要請した。同時期に、環境庁は「環境にやさしい企業行動指針」を発表している。

上記の概要及びISOに対する国内の対応等を次に示す。

4.1 ボランティアプラン

環境に関するボランティアプランは1992年10月12日に通商産業大臣から87の主要業界団体を通じて、広く産業

界に対し、環境調和型企業行動促進のため、その策定についての協力要請を行ったものである。¹¹⁾

政府はあくまでも企業を支援する立場に回り、企業の取り組み事例からイメージを作成して、企業の作成の一助とした。また、企業への協力要請という形で呼びかけることにより、意識改革を図り、自主的な取り組みを促すことを狙ったものである。これにより、企業が環境問題全般に対して、最低レベルの目標の達成にとどまることなく、自らより高い目標を有する計画を策定し、その達成をめざして常により一層の向上を目指すことを期待したものである。

環境監査手法については、経団連地球環境憲章の精神に合わせ、内部監査方式を考慮したものになっているが、通商産業省の集計では339(1994年6月末現在)の企業が策定しているが、同省としては同プランを行政指導や制度化する考えはなく、あくまで「ボランティア」な位置づけを強調しているようである。¹²⁾

4.2 環境にやさしい企業行動指針

環境にやさしい企業行動指針(以後、指針という)は環境にやさしい企業行動調査検討会(座長：河野正男横浜国立大学経営学部教授)により平成4年10月に案がまとめられ、平成5年2月に指針が発表された。

指針の特徴としては、参考資料の中に「経団連地球環境憲章」及び「英国規格(BS7750)・環境管理システム」(1992年4月に制度化され、EMASを補完するものと位置づけられた唯一の環境管理・監査)との関連表が示されており(表3)、環境にやさしい企業行動の具体的な目安としようとしたものであり、今後も国際的な動向を注視して引き続き調査検討としていくとしている。

4.3 ISOに対する国内の対応

3.2で述べたように、ISOは環境に関する国際規格化に取り組むよう依頼を受けて、検討に入っているが、わが国としても対応手段として1992年5月に環境管理標準化検討委員会を設置し、翌年6月に環境管理規格審議委員会に改組し、ISO/TC207国内対策委員会として2つの分科会を設置してきている。第一分科会ではSC1、SC2、SC6、WG1を、第二分科会ではSC3、SC4、SC5に対応することとした。⁷⁾

第二回TC207のゴールドコースト会議では、日本から40名の参加者を送り、さらにアムステルダムSC1及びSC2の分科委員会については18名の参加者を送り込むなど、積極的に必要な提案等を行う姿勢を示している。

表3 経団連地球環境憲章等と「環境にやさしい企業行動指針」の関連表

経団連地球環境憲章	英国規格・環境管理システム	「環境にやさしい企業行動指針」
<p>1 環境に関する経営方針 全ての事業活動において、 ○全地球的な環境の保安と地域生活環境の向上、○生態系、資源保護への配慮、○製品の環境保全性の確保、○従業員・市民の健康と安全の確保、に努める。</p> <p>2 社内体制 ○社内の環境関連規定を策定し、遵守。環境負荷要因の削減等の目標を示す。</p> <p>3 環境影響への配慮 ○国、自治体等の環境規制の遵守にとどまらず、必要に応じ自主基準を策定。</p>	<p>1 環境管理システム 組織は、環境管理システムを確立し、保持。</p> <p>2 環境方針 経営者は、環境方針を定め、文書化する。 ○組織のあらゆるレベルで理解、実施、保持 ○環境上の実績の持続的向上を約束。</p> <p>5 環境目標 組織は、環境目標を定め、保持する。 目標は、環境方針に合致し、環境上の実績の向上を定量的に約束するもの。</p> <p>6 環境管理計画 環境目標を達成するための計画を策定し、保持する。 ○各職務・レベルごとに責任を指定。 ○目標達成の手段を指定。 ○新規開発製品等のプロジェクトについては、別に計画。</p>	<p>1 環境に関する経営方針、目標等の設定</p> <p>1) 環境に関する経営方針を策定する。 ○組織の経営者が定め、文書化。 ○法律等の遵守のほか自主的な環境負荷の低減、社会貢献への協力 ○組織内への周知徹底</p> <p>2) 経営方針に沿って環境目標を設定する。 ○主要項目についてはできる限り定量的な目標と達成期間を、それ以外についても定性的な措置リストと実施期間を明示。 ○組織内への周知徹底</p> <p>3) 経営方針・目標達成のための行動計画を作成する。 ○環境目標の達成方策、実施責任部署等を明示。 ○必要に応じ、下位の行動計画を作成、出資法人、供給者等にも協力要請。 ○関連する全てのレベルへの周知徹底。</p>
<p>2 社内体制 ○環境問題を担当する役員の任命、環境問題を担当する組織の設置等により社内体制を整備。 ○自社の環境関連規定等の遵守状況について、少なくとも年1回以上の内部監査。</p>	<p>3 責任組織、責任者 ○環境に影響を与える作業を管理、実施、検証する責任者の権限、相互関係を規定。 ○組織内の検証のための作業者を任命。 ○他の責任に関係なく、本規格の要求事項の実施・保持に責任と権限を持つ管理責任者を指名。</p> <p>8 運営管理 ○環境に影響を与える可能性のある職務、活動等を識別し、管理の計画を作成。 ○計画、目標等の適合性を検証・記録し、是正する手続きを規定。</p>	<p>2 環境に関する目標・行動計画の実施体制</p> <p>1) 環境に関する責任者・部署の設置等 ○環境目標の設定、行動計画の策定・実施を統括する役員(環境担当役員)を定める。 ○環境目標の設定、行動計画の策定・実施状況の把握、改善策の検討等を行う部署(環境担当部署)の設置。 ○行動計画実施のための十分な予算と人員の配置</p> <p>2) 定期的な実施状況の報告 ○環境担当役員は、年1回以上、行動計画の実施状況について報告を受ける。 ○報告は、環境担当部署が定めた様式による。</p>
<p>3 環境影響への配慮 事業活動の全段階において、環境への影響を科学的方法で評価し、必要な対応策を実施。</p> <p>6 緊急時対応 事故等による問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するように適切な措置</p>	<p>4 環境影響 組織の活動、製品及びサービスの環境影響を検討・評価する手続きを定め、有意な環境影響を登録。 ○評価項目 大気、水質、廃棄物、土壌、天然資源、騒音等、生態系 ○手続きには、異常時等の影響を含める。</p>	<p>3) 環境担当部署は、事業活動に伴う環境負荷の把握・評価の手続きを定める。 ○対象項目 公害の防止、廃棄物の排出抑制、自然環境の保全、用水・エネルギー利用、温室効果ガス等の排出抑制</p> <p>4) 緊急時の措置 ○環境担当部署による環境リスクの把握、緊急時の措置方法の策定。 ○緊急時の措置と責任者への報告。</p>
<p>7 広報・啓蒙活動 公害防止、省エネ・省資源を達成するため日常の管理の重要性につき従業員の理解を求める。</p> <p>8 社会との共生 事業活動上の諸問題について社会各層との対話、相互理解と協力関係の強化</p>	<p>3 責任組織、責任者 あらゆるレベルの従業員に対する情報伝達、環境に有意な環境を及ぼす可能性のある作業従事者への訓練。</p> <p>4 環境影響 利害関係者から環境影響、環境管理に関し得られる情報を受け入れるための手続きを確立し、保持。</p>	<p>3 内外の関係者による協調</p> <p>1) 組織内教育プログラムの作成、実施 ○あらゆるレベルの従業員に環境教育を通じた啓蒙、経営方針の遵守及び目標達成の必要生を喚起。 ○環境に有意な影響を及ぼすおそれのある作業従事者に対する適切な訓練。</p> <p>2) 従業員の創意工夫の反映 ○従業員の創意工夫を汲み上げ、環境目標の設定、行動計画の策定等に反映。</p> <p>3) 社会との対話・協調 ○環境に関する社会各層との対話、協調を図るための窓口その他の仕組み。</p>

経団連地球環境憲章	英国規格・環境管理システム	「環境にやさしい企業行動指針」
	7 環境管理マニュアル及び記録 本規格で要求された文書を管理する手続きを定め、保持。 9 環境管理記録 環境管理システムの要求事項への適合性を検証し、目標の達成状況を記録するための手続きを定め、保持。	4 記録の保持 ○環境に関する経営方針、目標、行動計画、組織内教育プログラム等は文書にして記録。 ○これらの実施状況、達成状況、結果等は文書にして記録。
2 社内体制 環境関連規定等の遵守状況について、少なくとも年1回以上の内部監査	10 環境管理監査 環境管理活動の計画との合致、環境管理システムの有効性を明らかにするため、監査計画を策定し、保持。 ○監査計画の内容 監査すべき活動領域、監査責任、監査実施者、監査のプロトコール、監査結果の報告手続き。 11 環境管理検査 経営者は適当な間隔で、環境管理システムを審査する。	5 環境管理システムの点検 1) 定期的な内部監査 ○環境管理システムの有効性を点検するための監査計画を作成。 ○監査計画は次の事項を含む。 対象とする特定の活動、実施責任者、場所・時期、対象項目、結果報告の様式 ○結果は、環境担当役員その他の責任者に報告。 2) 環境管理システムの見直し ○適当な間隔で、環境管理システムの在り方を見直す。
7 広報・啓蒙活動 事業活動上の環境保全、生態系の維持、安全衛生措置について、積極的に広報・啓蒙活動を行う。	2 環境方針 環境方針は一般に人が入手できるようにする 9 環境管理記録 記録の組織内部及び利害関係者の利用可能性について方針を定める。 10 環境管理監査、11 環境管理審査 組織が約束している場合には、監査で発見した事項、審査の結果を公表する。	6 情報の公表 1) 公表のための環境報告書を作成し、希望者に提供。 ○環境に関する経営方針、環境目標とその実施状況、問い合わせ先、次回報告書の作成時期 2) その他の情報の公表 環境報告書の詳細等を求められた場合には、事業運営に支障のない範囲内で可能な限り、提供。
3 環境影響への配慮(製品等の開発・設計、資材等の購入その他) 4 技術開発等 5 技術移転 8 社会との共生(地域環境保全等の活動への参加) 9 海外事業展開の環境配慮 10 環境政策への貢献 11 地球温暖化等への対応		

4.4 その他の動き

EMASやISOの環境管理・監査は、実施まで時間の問題となっており、わが国の取り組みにはない外部監査制度が導入されることが必至である。そこでいち早く全国初の外部監査等を請け負う「環境監査協会(山田国広社長)」が発足した。一方、電気・電子関連業界10社が協力して、日本初の認証機関として「日本環境認証機構」(JACO)を1994年10月に設立した。これはISOの制度化に先取りし、積極的に企業が環境保全に貢献すべく環境管理システムを構築し、規格案に準じた内部監査を進めると共に、外部監査を進んで受査し、認証を受けようとするものであるが、さらにはEU等による非関税障壁の対応策にもつなげようとするものである。

5. おわりに

以上、環境管理・監査に関する最近の国内外の動向について整理してきたが、先行する国外の大きな動きに対応して国内の対策が急ピッチに進められているのが現状である。

そのため、輸出企業の間では環境管理・監査の導入があたかもEU等の貿易障壁の防衛策として受け取られやすい感じがある。環境管理・監査はこれまでの個別の環境対策と異なり、明確な管理計画に基づいて総合的かつ定量的な取り組みを行い、その実施結果について公正な評価を繰り返して行うきわめて画期的なシステムと考えられる。そのため、今日の地球環境問題を中心とした総合的な環境保全対策のツールとして、大規模な企業にと

どまらず中小企業や公共施設、さらに家庭でも有効な手法と考えられるが、今現在取り組みがなされているのは大規模の企業のみで、公共機関においてはほとんど取り組みがなされていない状況である。

平成5年11月に制定された環境基本法の中に、環境監査の概念が盛り込まれた(第8条及び第24条が該当)こともあり、今後は各分野に対応した環境管理・監査手法が構築されることが望まれる。そうした中で公共機関としてもこれまでの行政主導の規制から、企業等の自主的な取り組みを技術面かつ情報面から支援する新たなネットワークを構築する必要がある。筆者としても国内外の取り組みを把握した上で、合理的でかつわかりやすい評価手法の開発に着手したところであるが、今後とも環境管理・監査の取り組みが浸透することにより、快適な環境づくりをめざした総合的かつ定量的な削減努力が積み重ねられていくことを望むしだいである。

参 考 文 献

- 1) エコビジネスネットワーク編「地球環境ビジネス'93～94」pp40～44(二期出版)
- 2) 環境監査研究会編「環境監査入門」(日本経済新聞社)
- 3) 東京海上火災保険株式会社編「環境リスクと環境法(米国編)」pp18～33(有斐閣)
- 4) E・カレンバック、F・カブラ、S・マーバーク著「エコロジカル・マネジメント」(ダイヤモンド社)
- 5) 国際環境情報・特集号(平成5年度-No.1)「EC規則(案)環境管理および環境監査要綱」(社)産業公害防止協会(平成5年5月)
- 6) 山本敬一：産業公害、Vol.29、No.7、pp29～33(1993)
- 7) (財)日本規格協会「ISO/TC207(環境管理)動向説明会テキスト」(平成6年7月6日)
- 8) 野口聡：産業公害、Vol.29、No.4、pp60(1993)
- 9) (株)エネルギージャーナル社「週刊エネルギーと環境」No.1289 pp10(1994.2.17)
- 10) 環境管理・監査システム研究会編「環境管理・監査システムの確立とその実際」PP11～12(社)産業環境管理協会
- 11) 野口聡：PPM、Vol.24、No.2、pp39～44(1993)
- 12) (株)エネルギージャーナル社「週刊エネルギーと環境」No.1307 pp2～3(1994.6.30)